

電子契約サービス導入に関する質疑応答集

No.	質問	回答	更新日
1	唐津市様で導入される電子契約システムと、弊社で導入している電子契約システムが異なる場合でも問題なく利用できるものかどうか確認させていただければと思います。	問題なくご利用可能です。 貴社システム内で市との契約済み文書をアップロードいただくか、署名互換 (https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/19353708782489-%E7%BD%B2%E5%90%8D%E4%BA%92%E6%8F%9B%E6%A9%9F%E8%83%BD-ver-1-0-Ver-1) により、締結いただくことで可能です。	令和7年9月22日
2	契約締結から業務完了までは、1枚のカードでしか作業出来ませんでしょうか。	カードは不要です。メールアドレスのみあれば契約締結が可能です。	令和7年9月22日
3	どのような環境整備が必要であるのかを知りたい。	社内規定の確認を推奨いたします。具体的には下記もご参照くださいませ。 https://www.gmosign.com/media/electronic-contract/keiyaku-kitei/	令和7年9月22日
4	佐賀県内の電子契約システムのプラットフォームについて（統一されているのかどうか）関心があります。	唐津市以外では佐賀市がGMOサインを導入済みです。県内では小城市以外がGMOサインを導入しています。	令和7年9月22日
5	受託者側もソフトの導入が必要なのか。履行保証が必要な場合の手続きについて。	ソフト等の導入は必要ございません。インターネット環境とメールアドレスさえあれば契約締結可能です。 GMOサインでは無償のフリープランもございますので、電子契約済みの契約書を保管される場合には、こちらもご検討ください。	令和7年9月22日
6	競争入札参加資格審査申請手続にも電子化の影響（手続きの変更）はありますか？	競争入札参加資格審査申請手続きは、現在電子化していません。しかしながら、事業者様の事務効率化のため、電子化は必要と考えています。	令和7年9月22日
7	電子契約にについて対応しなかった場合に想定される注意すべき点について教えてください。	電子契約は事業者様の意思決定によって行うものです。対応しないことで事業者様に不利益が生じることなど、注意すべき点は一切ありません。	令和7年9月22日
8	電子契約を導入した場合でも紙契約は可能でしょうか？	可能です。案件ごとに事業者様から電子契約申出書をご提出していただくため、申出書のご提出がない案件は、紙での契約となります。	令和7年9月22日
9	電子入札の案件のみが電子契約の対象かどうか、契約～変更～出来高請求～完成引渡請求までの一連のやり取りをシステムで（発注担当課ではなく契約検査課で）完結するかどうか、紙契約の選択肢もあるかどうか（PC不具合等）	法令で書面によるとされている契約や、諸般の事情により電子契約としないものの以外は電子契約の対象とするため、必ずしも電子入札案件に紐づくものではありません。また、当該システムは契約（変更契約を含む）を電子化するものであり、これ以外のやりとりについては現状どおりです。 ご質問は、工事・コンサル契約を指しておられると思いますが、契約書のデータまでは契約検査課に提出していただき、その契約書データを発注担当課に引き渡すため、アップロードから電子署名までは発注担当課で行うこととなります。	令和7年9月22日
10	電子契約に添付する資料を教えてください。	アップロードするものは、契約書・仕様書・契約保証金（工事は約款・仲裁合意書も含む）です。それ以外の提出書類は、別途提出してください。	令和7年9月22日

電子契約サービス導入に関する質疑応答集

No.	質問	回答	更新日
11	電子契約の期間の制限はありますか。	タイムスタンプの有効期限が10年間のため、契約期間が10年を超えるものは電子契約の対象とはしません。	令和7年9月22日
12	電子契約の対象を教えてください。	法令で書面によるとされている契約や、諸般の事情により電子契約としないものなどを一部対象外としており、それ以外のものは対象としております。詳細は、唐津市電子契約実施要綱をご確認ください。	令和7年9月22日
13	4/1からの年間契約をしていて、日付の遡りをしているが、4/1契約の案件も電子契約対象ですか。	契約日が4/1となる案件も電子契約の対象とする方向ですが、契約の効力の遡りという点に対し、法的に可能かどうか検討中です。	令和7年9月22日
14	メールアドレスについて、個人のメールアドレスと代表メールアドレス、どちらがよいですか。	契約締結権限者のアドレスを使用してください。	令和7年9月22日
15	契約案件ごとにメールアドレスが変わっていいですか。	可能です。事業者様によっては、案件ごとに契約締結権限者のアドレスが違うことも想定されるため、案件ごとに電子契約申出書をご提出いただくこととしております。	令和7年9月22日
16	物品のリース契約をした場合、契約書は当社で作成したものですか、それとも唐津市様が電子契約用に作成されたものを使用するのですか。	事業者様で作成された契約書も使用可能でございますが、電子契約ならではの書きぶりもあるため、市で契約書の内容を変更依頼することがあります。	令和7年9月22日
17	当初契約について、着手届、業務主任等届出書についてもメール提出でよろしいでしょうか。	メールでの提出も可能です。	令和7年9月22日
18	保険会社による履行保証について電子版で対応していない場合は、証券をスキャンしメールでの提出なのか、原本を窓口に出すのかご教授ください。	保険証書は市に寄託する必要があります。契約締結までに証書の原本を市に寄託してください。	令和7年9月22日
19	変更契約について、「契約変更承諾書」「業務委託の一部を変更する契約書」「変更実施計画表」も電子契約で行うのか、今まで通り紙で行うのかご教授ください。	電子契約を行う対象は、「契約書」「請書」「変更契約書」「協定」「覚書」を想定しております。それ以外で押印を必要としないものはデータ提出を可としております。そのことから「業務委託の一部を変更する契約書」は電子契約とし、「契約変更承諾書」「変更実施計画表」は押印を必要としないため、データでの提出が可能です。	令和7年9月22日
20	納品時について、「業務完了報告書」「成果品納入書」「成果写真」「請求書」等の様式は自社作成様式にて提出しておりますが、唐津市様の指定様式があればHPに載せていただきたいと思います。これらも電子契約で行うのか、今まで通り紙で行うのかご教授ください。	ご指定の書面は指定様式はありません。いずれも押印が必要とするものではありませんので、データでの提出が可能です。	令和7年9月22日